

造 林 事 業 入 札 説 明 書

分任支出負担行為担当官
屋久島森林管理署長

屋久島森林管理署の造林事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 競争入札に付する事業の概要
入札公告のとおりとする。

2. 競争参加資格
入札公告のとおりとする。

3. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争入札の参加希望者は、入札公告の記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するために、分任支出負担行為担当官あてに「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）」（以下「申請書等」という。）を入札公告に示す期日までに提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を持参により提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

(2) 申請書は、別紙様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。ただし、事業の実績については、事業が完了し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

ア 同種事業の実績

入札公告の記2（6）に掲げる資格があることを判断できる当該事業と同種の事業（地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐Ⅱ類、枝打、保育間伐（本数調整伐を含む。））及び衛生伐等の造林事業を実施した実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請けに係る実績も含む。以下に同じ。）を別紙様式2に記載すること。なお、自己山林に関する同種事業の実績についても実績として評価することとする。その場合、発注機関名欄には「自己山林」と記載し、契約金額については、自己山林実績数量と都道府県の造林補助事業における標準単価及び地元の森林組合等からの聞き取り数値などにより算定すること。

また、当該事業と同種の事業について、公告日の属する年度の前年度及び前々年度の2年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について（平成20年3月31日付け林野国業第244号林野庁長官通知）」による事業成績評定を受けた事業がある場合においては、入札しようとする者の2年間の契約ごとの評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。

イ 配置予定技術者（現場代理人）の同種事業の経験

入札公告の記2（7）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者（現場代理人）の会社名、同種事業の経験等を別紙様式3に記載すること。なお、技術者（現場代理人（技術を有する請負契約者本人が現場に常駐して運営する場合を含む。））は、同種事業に年間少なくとも1回以上従事し、かつ通算で3年以上従事していることが判断できるよう様式に明記すること。ただし、従事期間は連続する3年である必要はないものとする。

ウ 配置予定の技能者

配置予定の技能者の資格等を別紙様式4に技能者別に記載すること。なお、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している技能者が配置可能であることを判断できるよう様式に明記すること。

エ 契約書の写し

上記アの同種事業の実績及び上記イの配置予定技術者（現場代理人）の同種事業の経験においては、実績として記載した事業に係る契約書等の写しを提出すること。なお、契約書等により同種事業であることが確認できない場合は、契約書の他に施工計画書等の当該事業の内容（同種事業の実績及び技術者の経験）が証明できる書類を添付すること。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、競争参加資格の有無に

ついて入札公告に定めた期日までに書面により通知する。また、競争参加資格が無いと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

4. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。なお、提出期限、場所及び提出方法については入札公告のとおりとする。

(2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、入札公告に定めた期日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

5. 申請書等の提出に当たっての留意事項等

- (1) 申請書等の作成説明会は、原則として実施しない。
- (2) 提出書類は、申請書及び資料ともにそれぞれ1部を提出すること。
- (3) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 申請書等が提出されたことをもって、提出者に事業受注意欲があるものとみなす。
- (5) 提出された申請書等は、返却しない。
- (6) 申請書等のヒヤリングは、原則として実施しない。
- (7) 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者（現場代理人）等に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- (8) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、「物品の製造、物品の購入及び役務等契約指名停止等措置要領の制定について」（平成10年1月14日付け林野政第890号林野庁長官通知）に基づく指名停止を行うことがある。
- (9) 技術提案書等の作成に関する手続きについての問い合わせには応じるが、事業内容等の問い合わせには一切応じない。
- (10) 分任支出負担行為担当官等は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

6. 入札及び開札の日時及び場所等 入札公告のとおりとする。

7. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金は免除する。

8. 入札及び開札

- (1) 入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し直接提出しなければならない。ただし、郵便入札を当発注機関が入札公告によって認めた場合のみ書留郵便に限り認める。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。
- (3) 入札する金額の単位は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告のとおりとする。
- (5) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示、並びに当該代理人氏名を記名し押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (6) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「何月何日開札、（入札物件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合（当発注機関が公告又は案内によって書留郵便入札を認めた場合のみ）は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（入札物件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (7) 競争参加者、又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (8) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (10) 分任支出負担行為担当官は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

- (11) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があったときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (12) 競争参加者の入札金額は、契約者購入とされる物品の価格のほか、輸送費、保険料、関税、役務費等の一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (13) 競争参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者、又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (15) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（14）の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (16) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (17) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の「競争参加資格確認通知書」の写しを持参すること。
- なお、「競争参加資格確認通知書」の写しを提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。
- (18) 競争参加者又はその代理人は、分任支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (19) 入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (20) 競争参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (21) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、競争参加者及びその代理人のすべてが立会いしている場合にあつては引続き、その他の場合にあつては分任支出負担行為担当官が定める日時において入札をする。
- (22) 競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

9. 事業費内訳書の提出

- (1) 入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書を入札書とともに提出すること。なお、事業内訳書の標準例は、別添1「事業費内訳書」のとおり。
- (2) 提出された事業費内訳書は返却しないものとする。
- (3) 分任支出負担行為担当官が提出された事業費内訳書について説明を求めることがある。

10. 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札金額、競争参加者本人の氏名及び押印（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (4) 請負に付される事業名に重大な誤りのある入札書
- (5) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (6) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- (7) 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- (8) 入札公告に示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書（郵便入札の場合）
- (9) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (10) 入札物件の第1回目の入札に際し、事業費内訳書の提出がなかった入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

11. 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した

者を契約の相手方とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 上記(2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 分任支出負担行為担当官は、下記15(3)に記した調査を行った場合、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
- (5) 落札者が分任支出負担行為担当官の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

12. 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方として決定した日から遅滞なく分任支出負担行為担当官が定める期日までに契約を締結することとする(7日を目安として定める。)。なお、契約の相手方が遠隔地にある等、特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。別紙様式による契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、分任支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名して押印するものとする。
- (3) 上記(2)の場合において分任支出負担行為担当官が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 分任支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

13. 契約条項

別紙様式の契約書(案)のとおりとする。なお、本契約においては、「暴力団排除に関する特約条項(別紙2)」を付して締結するものとする。

14. 事業成績評価の実施

請負金額が、500万円以上の事業については、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評価要領の制定について」(平成20年3月31日付け林国業第244号林野庁長官知)に基づき事業成績評価を実施するものとする。

15. その他必要な事項

- (1) 分任支出負担行為担当官の官職及び氏名は、入札公告等のとおりとする。
- (2) 本件申請等に関しての問い合わせ先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合には、落札の決定を保留とし、契約の内容に適合した履行が行われないおそれがあると、認められか否かについて、入札者からの事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。なお、この調査期間に伴う当該事業の事業期間の延期は行わない。
- (4) 落札者は、上記3.(3)イ及びウの資料に記載した配置予定の技術者(現場代理人)及び技能者を当該事業に配置すること。

以上。

入 札 者 注 意 書

分任支出負担行為担当官
屋久島森林管理署長

入札参加者は、入札公告書、契約書（案）、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
5. 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
6. 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
7. 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
8. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。
9. 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
10. 入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書を入札書とともに提出すること。
11. 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札。
 - (2) 入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - (3) 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
 - (4) 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。
 - (5) 入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの。
 - (6) 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (7) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）。
 - (8) 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (9) 入札物件の第1回目の入札に際し、事業費内訳書の提出がなかった入札書
 - (10) その他、入札条件に違反した入札書。
12. 一旦提出した入札書は、その理由の如何に関わらず引換、変更又は取消をすることはできない。
13. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後は錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。

14. 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
15. 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
16. 予定価格が1千万円を超える入札については、低入札価格調査制度があり、次によって行う。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければなりません。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。
 - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
17. 落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。この場合、同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
18. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
19. 入札書には、各入札者が見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
20. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の105に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
21. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
22. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
23. 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはない。
24. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

以上。